

常滑市立図書館協議会条例

昭和 45 年 7 月 7 日 条例第 17 号

最終改正：令和 3 年 9 月 30 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、教育委員会に常滑市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 1 条の 2 協議会は、常滑市立図書館条例（平成 20 年常滑市条例第 32 号）第 2 条に規定する常滑市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、図書館の行う事業及び業務に関し教育委員会に意見を述べる。

(任命の基準)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、10 人とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 協議会に会長および副会長 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、定例または臨時に会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くこ

とができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において行なう。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第36号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日条例第19号）

この条例は、令和4年1月18日から施行する。